

群馬県特別栽培農産物加工食品認証要領

(趣旨)

第1 この要領は、群馬県特別栽培農産物認証要綱（以下「要綱」という。）第3の規定に基づき、特別栽培農産物加工食品の認証に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、群馬県特別栽培農産物加工食品とは、第4に定める認証基準に適合した加工食品であり、知事が認証したものをいう。

(対象品目)

第3 第2に規定する認証の対象とする加工食品は、次のとおりとする。

- (1) 生芋こんにゃく（生または蒸煮したこんにゃく芋をすりおろしたもの若しくはついたものを原材料にして、水または温湯及びこんにゃく用凝固剤（水酸化カルシウム等こんにゃくのマンナンを凝固させるものをいう。）を加え、凝固させたものをいう。）

(認証基準)

第4 対象品目の認証基準は次のとおりとする。

- (1) 加工食品の原材料となる農産物は、群馬県特別栽培農産物認証要領に基づく認証を受けた農産物（以下「認証農産物」という。）のみを使用すること。
- (2) 食品添加物等は、当該加工食品を製造するために必要最小限度のものとすること。
- (3) 原材料として使用される認証農産物が、製造の過程において他の農産物と混合されないように管理されていること。
- (4) 製造された加工食品が、他の加工食品と混合されないように管理されていること。

(加工食品登録者の要件)

第5 要綱第7の2に規定する加工食品登録を行うことができる者は、当該加工食品の製造所の所在地を日本国内に有する者とする。

(加工食品登録と認証)

第6 要綱第7の1の規定による加工食品登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の内容を記載した別記様式第1号による申請書を作成し、知事に登録の申請をするものとする。

- (1) 製造者の氏名及び住所
- (2) 加工食品製造所の名称地及び所在地
- (3) 加工食品の名称及び内容量
- (4) 使用する原材料名及び使用割合
- (5) 原材料となる認証農産物の状況
- (6) 加工食品の製造期間
- (7) 認証票の使用
- (8) 製造過程説明図等

2 第6の1の申請書の提出は、申請者の主たる製造所が所在する市町村を所管する農業事務所を経由するものとする。なお、製造所が県外の場合は、知事に提出するものとする。

- 3 知事は、申請書の内容とともに、申請者の製造等の施設及び管理状況を確認し、認証基準に適合している場合には、要綱第7の2による登録を行うとともに登録を行った旨を別記様式第2号により申請者に通知するものとする。また、認証基準を満たさなかった場合は、その理由を付して申請者に通知するものとする。なお、申請者の製造等は、原則、現地確認とするが、必要に応じて写真等による確認も可とする。
- 4 第6の3の規定による加工食品登録者は、認証農産物を原材料とした加工食品を製造し、これを特別栽培農産物加工食品の認証を受けた加工食品として販売できるものとする。
- 5 加工食品登録期間は、登録の日から3年間とする。登録期間満了後、継続して登録を受けようとするときは、期間が満了する30日前までに別記様式第3号により登録の更新を申請するものとする。
- 6 第6の3の通知は農業事務所長を経由して申請者に行うものとする。なお、製造所が県外の場合は、知事から申請者に行うものとする。

(認証の表示)

- 第7 要綱第8（2）の規定により、第4の認証基準に適合した加工食品（以下「認証加工食品」という。）には、登録期間中に別に定める認証票を付することができるものとする。
- 2 認証加工食品に認証票を表示するときは、群馬県特別栽培農産物認証要領に基づく認証を受けた農産物を原材料として使用している旨を、認証票の下部に併せて表示する。
 - 3 認証票の使用に要する経費は、加工食品登録者の負担とする。

(申請内容の変更)

- 第8 加工食品登録者は、次のいずれかに該当するときは、すみやかに別記様式第4号による変更届出書を知事に提出するものとする。
- (1) 対象品目の製造場等の所在地を変更したとき。
 - (2) 加工食品の名称を変更したとき。
 - (3) 原材料の仕入れ先等を変更したとき。
 - (4) 対象品目の変更もしくは製造を中止したとき。
- 2 第8の2の変更申請書は所管の農業事務所長を経由して提出する。なお、製造所が県外の場合は、知事に提出する。

(加工食品登録者の責務)

- 第9 加工食品登録者の責務は次のとおりとする。
- (1) 認証加工食品を製造する時は、適正な製造管理等に努めるものとする。
 - (2) 認証加工食品の製造及び認証票の使用状況が把握できるように、製造の都度別記様式第5号による製造管理記録簿の記帳を行い、これを3年間保存するものとする。
 - (3) 認証加工食品が、認証基準を満たさなくなったとき、製造を中止または廃止したときは、すみやかに認証票の使用を中止するものとする。
 - (4) 加工食品登録者は、製造過程等に関する情報等の提供に努めるものとする。

(生産管理状況等の確認)

- 第10 知事は、認証加工食品の製造所及び生産管理状況等について、認証期間中、年に1回以上確認のための調査を行うものとする。

(実績報告)

第11 加工食品登録者は、別記様式第6号により毎年3月末日までの実績を作成し、4月末日までに知事に提出するものとする。

2 第11の1の実績書は所管の農業事務所長を経由して提出する。なお、製造所が県外の場合は、知事に提出する。

(認証の取り消し)

第12 知事は、加工食品登録者に不適当な行為が認められたときには、登録を取り消し、または改善のために必要な指導を行うものとする。

(その他)

第13 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成16年3月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年8月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月11日から施行する。

様式第1号

群馬県特別栽培農産物加工食品登録申請書

年 月 日

群馬県知事 様
(農政課)

住 所

名 称

(法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名)

群馬県特別栽培農産物加工食品認証要領第6の1に基づき、下記のとおり申請します。

製造所の名称 及び所在地		
商品名及び内容量		
使用する原材料名 (食品添加物等を含む) 及び使用割合	原材料名	使用割合
原材料となる認 証農産物の状況	農産物名	生産団体名(栽培責任者名)
	使用資材の節減割合	
確認機関名	使用量	入手期間
製造期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
認証票の使用	使用形態(いずれかに○)	シール・印刷
	年間使用枚数	

*原材料の使用割合には加工食品における水とこんにゃく芋の重量比等を記入して下さい

*製造過程説明図等を添付して下さい

*施設等の写真を添付して下さい

*認証票使用形態が印刷の場合は認証票印刷申請書を添付して下さい

様式第2号

群馬県特別栽培農産物加工食品登録通知書

文書番号

年月日

住所
氏名 様

群馬県知事
(農政課)

年月日付けの群馬県特別栽培農産物加工食品登録申請について、群馬県特別栽培農産物加工食品認証要領第6の3の規定に基づき、下記のとおり加工食品登録を行ったので通知します。

登録期間		年月日～年月日	
製造所の名称 及び所在地			
商品名及び内容量			
使用する原材料名 (食品添加物等を含む) 及び使用割合	原材料名	使用割合	
	農産物名		生産団体名(栽培責任者名)
使用資材の節減割合			
原材料となる認 証農産物の状況	確認機関名	使用量	入手期間
製造期間	年月日～年月日		
認証票の使用	使用形態(いずれかに○)	シール・印刷	
	年間使用枚数		

*登録を継続するときは、期間が満了する30日前までに更新申請書を提出して下さい

様式第3号

群馬県特別栽培農産物加工食品登録更新申請書

年 月 日

群馬県知事 様
(農政課)

住 所
名 称
(法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け 第 一 号で認証されたことについて、製造の認証を継続したい
ので、群馬県特別栽培農産物加工食品認証要領第6の5により登録の更新を申請します。

製造所の名称 及び所在地		
商品名及び内容量		
使用する原材料名 (食品添加物等を含む) 及び使用割合	原材料名	使用割合
原材料となる認 証農産物の状況	農産物名	生産団体名(栽培責任者名)
	使用資材の節減割合	
確認機関名	使用量	入手期間
製造期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
認証票の使用	使用形態(いずれかに○)	シール・印刷
	年間使用枚数	

*原材料の使用割合には加工食品における水とこんにゃく芋の重量比等を記入して下さい

*製造過程説明図等を添付して下さい

*施設等の写真を添付して下さい

*認証票使用形態が印刷の場合は認証票印刷申請書を添付して下さい

群馬県特別栽培農産物加工食品認証変更届出書

群馬県知事 様

(農政課)

住 所

名 称

(法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名)

群馬県特別栽培農産物加工食品認証要領第8の1に基づき、下記のとおり届出ます。

変更事項等	変 更 前	変 更 後
変更理由		

群馬県特別栽培農産物加工食品製造管理記録簿

製造年月日	製造商品名	原材料名	原材料仕入れ先	原材料使用量	廃棄量	製造個数	認証票使用枚数	出荷先	記入者名

*原材料使用量は原材料として使用した認証農産物の使用量を、廃棄量は原材料使用量のうち加工食品の製造に当たり、廃棄した量を記入して下さい

(単位: kg 等)

*上記の項目の内容が把握できるものであれば、この様式に変えて使用することができる

群馬県特別栽培農産物加工食品実績報告書

群馬県知事 様

(農政課)

住 所

名 称

(法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名)

群馬県特別栽培農産物加工食品認証要領第11の1に基づき、下記のとおり報告します。

製造所の名称 及び所在地			
製造商品名及び製造数量			
使用する原材料名 (食品添加物等を含む) 及び使用割合	原材料名	使用割合	
原材料となる認証農産物の状況	農産物名		生産団体名(栽培責任者名)
	使用資材の節減割合		
確認機関名	使用量	入手期間	
製造期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
認証票の使用	使用形態(いずれかに○)	シール・印刷	
	年間使用枚数		

* 製造商品名・製造数量は該当するもの全てを記入して下さい

記入例：板コンニャク ○個、糸コンニャク ○個